

## 厚木飛行場周辺の80W及び75W地域内の住宅防音工事实施を求める意見書

現在の厚木飛行場周辺の告示後住宅は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象区域内の85W地域に所在し、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建てられた住宅が防音工事の助成対象となっている。

しかし80W及び75W地域の告示後住宅は、助成対象外であり、空母艦載機の岩国基地への移駐が完了し、住宅防音工事対象区域が大幅縮小となることが想定される中、対象区域外となった場合は切り捨てられることになる。

また、現在実施されている外郭防音工事は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象区域内の85W地域に所在する住宅と、平成18年1月17日に告示により拡大した80W及び75W地域に所在する2戸以上のRC住宅に対してのみ実施されている。しかしその進捗は極めて遅く、膨大な数の住宅が未実施で不平等な状態となっている。

外郭防音工事の創設理念が、それまでの部屋単位による防音工事の閉塞感を取り除くということを鑑みれば、対象となる住宅を、85W地域内でとどまらず、80W及び75W地域内へと拡大していかなければ、公平な対応とは言えない。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域で、80W及び75W地域に所在する告示後住宅について、住宅防音工事の対象とすること。
- 2 昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域で、80W及び75W地域に所在する住宅について、外郭防音工事の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月10日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
総 務 大 臣	
財 務 大 臣	
防 衛 大 臣	